

# 消防施設に対する補助取扱要領

(昭和44年4月1日)

改正 昭和44年4月1日、46年4月1日、47年4月1日、48年4月1日、49年4月1日、51年4月1日、52年4月1日、53年4月1日、54年4月1日、55年4月1日、56年4月1日、57年4月1日、58年4月1日、59年4月1日、60年4月1日、61年4月1日、62年4月1日、63年4月1日、平成元年4月1日、元年7月1日、2年4月1日、3年4月1日、4年4月1日、5年4月1日、6年4月1日、7年4月1日、8年4月1日、9年4月1日、10年4月1日、11年4月1日、12年4月1日、13年4月1日、16年4月1日、19年4月1日、22年4月1日、24年4月1日、25年4月1日、26年4月1日、27年4月1日、28年4月1日、29年4月1日、30年4月1日、31年4月1日、令和元年10月1日、2年4月1日、3年4月1日、4年4月1日、6年4月1日

置時に変更あり

1 この要領は、金沢市の区域内において、公的消防の用に供する目的をもって次に掲げる施設(以下「補助対象施設」という。)の新設若しくは取得(既存建物を機械器具置場として取得するものに限る。)をし、又はこれらの既存施設の更新、改築、修繕(消防ポンプ自動車、消防指揮車及び人員資機材搬送車の修繕を除く。)若しくは解体(警鐘台及び機械器具置場の全部を解体するものに限る。)をしようとする者に対する補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 防火水そう
- (2) 警鐘台(ホース掛用鉄塔、コンクリート柱を含む。)
- (3) 機械器具置場
- (4) 消防ポンプ自動車
- (5) 消防指揮車
- (6) 人員資機材搬送車
- (7) 小型動力ポンプ
- (8) 水利施設又は消火の用に供する施設(消火器等の軽微なものを除く。)

2 補助対象施設の要件、規格(構造)及び基準額は、次に掲げるところによる。ただし、地理的状況などの特殊事情があつて、この規格(構造)により難いと認められる場合は、この限りではない。

(1) 防火水そう

ア 設置場所は、消防活動上の最も有利な位置であつて、消防ポンプ自動車容易に部署できる場所であること。

イ 規格は、国が行う補助の対象となる消防施設の基準額(昭和29年総理府告示第487号)第3条に定める防火水そうの規格に適合するものであること。

ウ 工事の過程において、その構造などが明確となる写真を撮影すること。(土工事、杭打工事、基礎ぐり石工事、鉄筋工事、型枠工事、コンクリート工事、仕上工事など。)

エ 基準額は、次のとおりとする。

有蓋 5,200千円

(2) 警鐘台

ア 構造は、鉄骨やぐら組み又は鉄筋コンクリート柱とする。

イ 地上高は、上部踊り場床まで、11メートル以上であること。

ウ 先端部における許容荷重は700キログラム以上で、台風時等においてその風圧に充分耐える構造であること。

エ 踊り場は、鉄骨造りとし、安全上充分な強度を有し、高さ85センチメートル以上の堅牢な手摺りを施してあること。

オ 鉄骨やぐら組みの規格は、次のとおりとする。

(ア) 骨材は、高さ13メートル以下のもので、1.3トン以上使用すること。

(イ) 基礎は、厚さ1.5メートル以上とし、直径9ミリメートル以上の鉄筋を0.1トン以上使用し、コンクリート配合比率は、セメント1、砂3、砂利6とすること。

カ コンクリート柱造りの規格は、次のとおりとする。

(ア) 柱は、長さ15メートル、末口19センチメートル、元口39センチメートル、壁厚60ミリメートル以上の鉄筋コンクリート柱とし、鉄筋は直径8ミリメートルのばね鋼を44本以上使用してあること。

(イ) 地下埋設は、根枷を十字に施し、深さ2.5メートル以上とすること。

キ 基準額は、次のとおりとする。

|                |      |
|----------------|------|
| 鉄筋コンクリート柱造り1本立 | 25万円 |
| 鉄骨やぐら組み造り      | 90万円 |
| 鉄筋コンクリート柱造り2本立 | 50万円 |

### (3) 機械器具置場

ア 位置は、分団の消防活動に最も有効にして便利な場所であること。

イ 床面は、厚さ15センチメートル以上のコンクリート打ち、モルタル仕上げで、内部は不燃構造であること。

ウ 床面積は、150㎡(消防長が必要と認める分団の班が使用する機械器具置場にあつては60㎡。以下「基準面積」という。)以内であること。

エ 構造については、建築基準法に定めるところによる。

オ 基準額は、次のとおりとする。

|                          |            |          |
|--------------------------|------------|----------|
| 耐火構造                     | 1平方メートル当たり | 165,700円 |
| 準耐火構造                    | 1平方メートル当たり | 143,000円 |
| 耐火構造又は<br>準耐火構造<br>以外の構造 | 1平方メートル当たり | 124,300円 |

### (4) 消防ポンプ自動車

ア 日本消防検定協会の検定に合格したもので、別に定める金沢市消防分団消防ポンプ自動車標準仕様によるものであること。

イ 設置する消防ポンプ自動車は、金沢市の消防団に属する分団の主要消防設備となるものであること。

ウ 補助対象となる消防ポンプ自動車は、別に定める更新基準に該当するものであること。

エ 基準額は、21,247千円とする。

### (5) 消防指揮車

ア 設置する消防指揮車は、金沢市の消防団本部の主要消防設備となるものであること。

- イ 規格は、別に定める金沢市消防分団消防ポンプ自動車標準仕様に準ずるものとする。
- ウ 基準額は、3,455 千円とする。

(6) 人員資機材搬送車

- ア 規格は、別に定める金沢市消防団人員資機材搬送車標準仕様によるものであること。
- イ 設置する人員資機材搬送車は、金沢市の消防団本部及び消防団に属する分団の主要消防設備となるものであること。
- ウ 補助対象となる人員資機材搬送車は、別に定める更新基準に該当するものであること。
- エ 基準額は、6,456 千円とする。

(7) 小型動力ポンプ

- ア 規格（構造）は、国が行う補助の対象となる消防施設の基準額第4条に定める小型動力ポンプの規格に準ずるものとし、ポンプの性能はC1級以上であること。
- イ 冬期において、積雪により交通が遮断し、消防隊の到着が極めて困難となる町又は消防署所から遠隔地で消防隊の到着が著しく遅延する町において、小型動力ポンプを設置しようとするものに補助金を交付する。
- ウ 小型動力ポンプを設置しようとする町には、その周辺に友好なる消防水利を有すること。
- エ 基準額は、667 千円とする。

(8) 水利施設又は消火の用に供する施設（消火器等軽微なものを除く。）

- ア 公的消防隊到着までの間、初期消火活動に際し特に有効であると認められること。
- イ 町会等の所有する施設であること。
- ウ 水利施設は、私設消火栓、ため池及び水門等、初期消火活動に際し特に有効と認められる施設とする。
- エ 消火の用に供する施設は、初期消火活動に際し特に有効と認められる資機材で、これらを維持管理する収蔵庫等を含めた施設とする。

(9) (1)、(2)及び(3)の施設を設置しようとする場合において、土地の所有者等が私権を行使することによって、当該施設に支障を生ずるおそれが予想されるときは、条件を附するものとする。

3 補助対象施設の補助金を申請しようとする者は、特別の場合を除き、工事又は購入しようとする年度の前年の10月末日までに補助要望書（別記様式第1）を提出するものとし、計画の変更、中止など要望内容に変更があった場合は、すみやかに消防長に申し出ること。

4 補助対象施設の新設、取得、更新又は改築に係る補助金の額（以下「新設等に係る補助金」という。）は次の方法により算出した額（その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。）を限度額とするものとする。

- (1) 防火水そう 指定消防水利（消防法第21条第1項に定める消防水利）に指定された防火水そうにあっては基準額（当該補助対象施設の新設、更新又は改築に要する費用の額が基準額に満たないときは、その額。以下同じ。）の10分の8.5とし、それ以外の防火水そうにあっては基準額の10分の7.5とする。ただし、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）に定める辺地及び辺地に隣接する地域で市長が必要と認める地域については、基準額の範囲内において1世帯あたりの負担額が50千円を超える場合はその超えた額を補助額に加算するものとする。

- (2) 警鐘台 基準額の10分の7.5とする。ただし、区域内の世帯数と市長が別に定める事業所数との合計が500以上1,000未満の分団にあつては基準額の10分の8、250以上500未満の分団にあつては基準額の10分の8.5、250未満の分団にあつては基準額の10分の9とする。
  - (3) 機械器具置場 基準額に基準面積（基準面積に満たないときは、その面積。以下この号において同じ。）を乗じて得た額の10分の7.5とする。ただし、区域内の世帯数と市長が別に定める事業所数との合計が500以上1,000未満の分団にあつては基準額に基準面積を乗じて得た額の10分の8、250以上500未満の分団にあつては基準額に基準面積を乗じて得た額の10分の8.5、250未満の分団にあつては基準額に基準面積を乗じて得た額の10分の9とする。なお、取得にあつては「基準額に基準面積を乗じて得た額」とあるのは「基準額に基準面積を乗じて得た額に、残存価値率（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第一に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）から経過年数に10分の8を乗じて得た数を減じて得た数を、法定耐用年数で除して得た数をいう。）を乗じて得た額」と読み替えるものとする。
  - (4) 消防ポンプ自動車 基準額の10分の7.5とする。ただし、区域内の世帯数と市長が別に定める事業所数との合計が500以上1,000未満の分団にあつては基準額の10分の8、250以上500未満の分団にあつては基準額の10分の8.5、250未満の分団にあつては基準額の10分の9とする。
  - (5) 消防指揮車 基準額の10分の7.5
  - (6) 人員資機材搬送車 基準額の10分の7.5とする。ただし、区域内の世帯数と市長が別に定める事業所数との合計が500以上1,000未満の分団にあつては基準額の10分の8、250以上500未満の分団にあつては基準額の10分の8.5、250未満の分団にあつては基準額の10分の9とする。
  - (7) 小型動力ポンプ 基準額の10分の7.5
  - (8) 水利施設又は消火の用に供する施設（消火器等の軽微なものを除く。） 所要額の10分の7.5
- 5 補助対象施設（消防ポンプ自動車、消防指揮車及び人員資機材搬送車を除く。）の修繕（修繕に要する額（以下「修繕費」という。）が100千円以上のものに限る。）に係る補助金の額は、次の方法により算出した額（その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。以下「算出額」という。）を限度額とする。ただし、算出額が当該補助対象施設の新設等に係る補助金の額を超えるときは、当該新設等に係る補助金の額を限度額とする。
- (1) 防火水そう 指定消防水利に指定された防火水そうにあつては修繕費の10分の8.5とし、それ以外の防火水そうにあつては修繕費の10分の7.5とする。
  - (2) 警鐘台 修繕費の10分の7.5とする。ただし、区域内の世帯数と市長が別に定める事業所数との合計が500以上1,000未満の分団にあつては修繕費の10分の8、250以上500未満の分団にあつては修繕費の10分の8.5、250未満の分団にあつては修繕費の10分の9とする。
  - (3) 機械器具置場 修繕費の10分の7.5とする。ただし、区域内の世帯数と市長が別に定める事業所数との合計が500以上1,000未満の分団にあつては修繕費の10分の8、250以上500未満の分団にあつては修繕費の10分の8.5、250未満の分団にあつては修繕費の10分の9とする。
  - (4) 小型動力ポンプ 修繕費の10分の7.5
  - (5) 水利施設又は消火の用に供する施設（消火器等の軽微なものを除く。） 修繕費の10分の7.5
- 6 補助対象施設（警鐘台及び機械器具置場に限る。）の解体（解体に要する額（以下「解体費」という。）が100千円以上のものに限る。）に係る補助金の額は、次の方法により算出した額（その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。）を限度額とする。

- (1) 警鐘台 解体費の10分の7.5とする。ただし、区域内の世帯数と市長が別に定める事業所数との合計が500以上1,000未満の分団にあつては解体費の10分の8、250以上500未満の分団にあつては解体費の10分の8.5、250未満の分団にあつては解体費の10分の9とする。
- (2) 機械器具置場 解体費(床面積が基準面積を超える機械器具置場にあつては、当該解体費総額の1平方メートル当たりの単価に基準面積を乗じて得た額とする。以下この号において同じ。)の10分の7.5とする。ただし、区域内の世帯数と市長が別に定める事業所数との合計が500以上1,000未満の分団にあつては解体費の10分の8、250以上500未満の分団にあつては解体費の10分の8.5、250未満の分団にあつては解体費の10分の9とする。

7 この要領に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則 (昭和59年4月1日)

この要領は、昭和59年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (昭和60年4月1日)

この要領は、昭和60年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (昭和61年4月1日)

この要領は、昭和61年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (昭和62年4月1日)

この要領は、昭和62年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (昭和63年4月1日)

この要領は、昭和63年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (平成元年4月1日)

この要領は、平成元年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (平成元年7月1日)

この要領は、平成元年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (平成2年4月1日)

この要領は、平成2年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (平成3年4月1日)

この要領は、平成3年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (平成4年4月1日)

この要領は、平成4年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (平成5年4月1日)

この要領は、平成5年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (平成6年4月1日)

この要領は、平成6年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (平成7年4月1日)

この要領は、平成7年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (平成8年4月1日)

改正後の第2項第3号、第5号および第6号の規定は、平成8年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (平成9年4月1日)

この要領は、平成9年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (平成10年4月1日)

この要領は、平成10年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (平成11年4月1日)

この要領は、平成11年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (平成12年4月1日)

この要領は、平成12年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (平成13年4月1日)

この要領は、平成13年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (平成16年4月1日)

この要領は、平成16年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (平成19年4月1日)

この要領は、平成19年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (平成22年4月1日)

この要領は、平成22年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (平成24年4月1日)

この要領は、平成24年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (平成25年4月1日)

この要領は、平成25年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (平成26年4月1日)

この要領は、平成26年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (平成27年4月1日)

この要領は、平成27年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (平成28年4月1日)

この要領は、平成28年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (平成29年4月1日)

この要領は、平成29年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (平成30年4月1日)

この要領は、平成30年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (平成31年4月1日)

この要領は、平成31年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (令和元年10月1日)

この要領は、令和元年10月1日からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (令和2年4月1日)

この要領は、令和2年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (令和3年4月1日)

この要領は、令和3年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (令和4年4月1日)

この要領は、令和4年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

附 則 (令和6年4月1日)

この要領は、令和6年度からの消防施設に対する補助金について適用する。

別記様式第1

年 月 日

金沢市消防長 殿

住所

氏名

消防施設に対する補助要望書

年度において

を築造（購入、取得、修繕、解体）したいので、補助下さるよう要望いたします。